

記者発表資料
令和5年9月11日
教育庁保健体育安全課学校保健給食班
担当：佐藤、松村
電話：022-211-3666

県立学校における感染症による臨時休業について

令和5年9月4日から9月8日までの県立学校における感染症による臨時休業については、下記のとおりです。

記

1 季節性インフルエンザ

学校名	臨時休業の対象	臨時休業の期間
宮城県立小松島支援学校	1学級	R5.9.6～9.8

2 新型コロナウイルス感染症

学校名	臨時休業の対象	臨時休業の期間
宮城県名取高等学校	3学級	R5.9.5～9.6
	1学級	R5.9.6～9.7
宮城県仙台三桜高等学校	一つの学年	R5.9.6～9.7
宮城県石巻西高等学校	一つの学年	R5.9.6～9.8
宮城県仙台南高等学校	4学級	R5.9.6～9.7
宮城県宮城広瀬高等学校	1学級	R5.9.6～9.8
	3学級	R5.9.6 ※R5.9.7～9.8は学年閉鎖とした。
宮城県黒川高等学校	1学級	R5.9.6～9.8
宮城県塩釜高等学校	1学級	R5.9.7～9.8
宮城県仙台第二高等学校	1学級	R5.9.8

県立学校において感染症による臨時休業措置を取った場合、1週間の休業状況を集約し、翌週の月曜日に公表します。